



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
12月11日  
第165号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

|  |   |
|--|---|
| ○ 規 則  |   |
| ※滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) ..... | 1 |
| ○ 告 示  |   |
| 熊本県の一部の地域における県税に係る申告等の期限の指定 (税政課) .....              | 2 |
| ○ 公 告  |   |
| 国土調査の成果の認証公告 (県民活動生活課) .....                         | 3 |
| 一般競争入札の公告 (教育総務課) .....                              | 3 |
| ○ 県 税 事 務 所 公 告                                      |   |
| 軽油引取税免税証無効公告 (中部) .....                              | 4 |
| ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告                              |   |
| 土地改良区定款変更認可公告 (大津・南部) .....                          | 5 |
| ○ 公 安 委 員 会 公 告                                      |   |
| 駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告 (交通指導課) .....          | 5 |
| ○ 警 察 本 部 公 告  |   |
| 令和2年度第2回滋賀県警察官 (A) 採用試験合格者公告 (警務課) .....             | 6 |
| 令和2年度滋賀県警察官 (B) 採用試験合格者公告 (警務課) .....                | 6 |
| ○ 病 院 事 業 庁 公 告                                      |   |
| 一般競争入札の公告 .....                                      | 7 |
| ○ 雑 報  |   |
| 環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告 .....                           | 9 |
| ○ 正 誤  |   |
| ※令和2年9月25日付け第143号滋賀県告示第372号中 .....                   | 9 |

## 規 則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第112号

### 滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則 (昭和37年滋賀県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表中「所得税額の」を「所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改め、同表注1中「直系血族および兄弟姉妹」の前年分の所得税額 (前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額) を「民法 (明治29年法律第89号) 第877条第1項の直系血族および兄弟姉妹をいう。注2において同じ。) について法第29条第1項または第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度 (当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。) の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割 (同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)

(以下この表において「所得割」という。) の額」に改め、同表中注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)および同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るものおよび特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (2) 当該患者またはその配偶者もしくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (3) 当該患者またはその配偶者もしくは当該患者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者または同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のアまたはイに定めるとおりとする。
- ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0とする。
- イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則(以下「新規則」という。)別表の規定は、令和元年6月分以後の費用徴収の額の認定について適用し、同年5月分までの費用徴収の額の認定については、なお従前の例による。
- 3 令和元年6月1日において現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項または第29条の2第1項の規定による入院(以下「入院」という。)の措置を受けていた者であつて同年5月分の費用徴収の額が0円であるものに係る同年6月分以後の各月分(当該入院の措置が解除されるまでの間の各月分に限る。)の費用徴収の額は、新規則別表の規定により認定される額が0円を超え、かつ、改正前の滋賀県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等施行細則(以下「旧規則」という。)別表の規定により認定される額が0円であるときは、新規則別表の規定にかかわらず、旧規則別表の規定により認定される額とする。
- 4 令和元年6月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に入院の措置を受けた者に係る各月分(当該入院の措置が解除されるまでの間の各月分に限る。)の費用徴収の額は、新規則別表の規定により認定される額が0円を超え、かつ、旧規則別表の規定により認定される額が0円であるときは、新規則別表の規定にかかわらず、旧規則別表の規定により認定される額とする。
- 5 付則第3項および第4項の規定は、新規則別表の規定により費用徴収の額を認定された場合には、翌月分以後の各月分の費用徴収の額については、適用しない。

告

示

#### 滋賀県告示第518号

令和2年滋賀県告示第328号(熊本県の一部の地域における県税に係る申告等の期限の延長)の別に告示で定める期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

令和2年12月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 公 告

## 国土調査の成果の認証公告

長浜市西浅井町黒山の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成10年4月から令和2年8月まで
- 3 成果の名称 長浜市西浅井町黒山の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市西浅井町黒山の一部
- 5 認証年月日 令和2年11月30日

## 一般競争入札の公告

滋賀県立高等学校および滋賀県立特別支援学校高等部における学習者用コンピュータ(iPadOS端末)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年12月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
  - (1) 案件名および数量 滋賀県立高等学校および特別支援学校高等部における学習者用コンピュータの購入(iPadOS端末) 1,100台
  - (2) 案件の内容等 滋賀県立高等学校および滋賀県立特別支援学校高等部の生徒等が使用する学習者用コンピュータ(搬入および設置作業を含む。) 1,100台
  - (3) 納入期限 令和3年3月24日(水)
  - (4) 納入場所 仕様書別紙2による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の分類で登録されている者であること。  
大分類: 物品 中分類: 電子計算機・周辺機器  
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。  
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要
- 4 入札執行の日時、場所等
  - (1) 入札書の提出場所、仕様書および契約条項等を示す場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518 電子メール scict@pref.shiga.lg.jp
  - (2) 仕様書および契約条項等を交付する期間 令和2年12月11日(金)から令和3年1月19日(火)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間を除く。)および令和3年1月20日(水)の9時から正午まで
  - (3) 入札説明会の日時および場所 行わない。
  - (4) 入札書の提出期間 令和3年1月18日(月)9時から令和3年1月20日(水)正午まで
  - (5) 入札書の提出場所および提出方法  
ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(4)の入札書の提出期間内に入札すること。  
イ 持参による場合 紙の入札書を(4)の入札書の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(4)の入札書の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

(6) 開札の日時および場所 令和3年1月20日(水)13時30分 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、業務に係る費用の総額を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

#### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the service required : Personal computers with delivery and installation included, 1,100 units

(2) Deadline for tender : 12 : 00, January 20, 2021

(3) For further information, contact : General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

### 県 税 事 務 所 公 告

#### 軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和2年12月11日

滋賀県中部県税事務所長 西 澤 甚 一

| 免税証の種類       | 用途 | 記号・番号    | 枚数 | 有効期間                     | 免税証に記載された販売業者の所在地および氏名(名称)      | 亡失年月日     |
|--------------|----|----------|----|--------------------------|---------------------------------|-----------|
| 100<br>リットル券 | 農業 | 40721243 | 1  | 令和2.2.1<br>)<br>令和3.1.31 | 東近江市市子殿町295-1<br>滋賀蒲生町農業協同組合給油所 | 令和2.11.27 |

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、金勝川水系土地改良区の定款の変更は、令和2年12月1日に認可した。

令和2年12月11日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 杉本 晃

## 公安委員会公告

## 駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

令和2年12月11日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

## 1 駐車監視員資格者講習

## (1) 講習日程

講習第1日目 令和3年1月26日(火)午前9時から午後5時45分まで

講習第2日目 令和3年1月27日(水)午前9時から午後5時45分まで

修了考査 令和3年2月3日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)

## (2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

## (3) 受講定員 10人

## (4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

## (5) 受付期間 令和2年12月16日(水)から令和3年1月15日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとし、受講申込人員が講習定員に達した場合は、受付を締め切る。

## (6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。

## (7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。

## (8) 携行品 受講票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

## 2 駐車監視員資格者認定審査

## (1) 実施期日 令和3年2月3日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表 同日午前11時30分から)

## (2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

## (3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。

## (4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者

ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

## (5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。

ア 駐車監視員資格者認定申請書

イ (4)に該当する者であることを証する書面

ウ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別するこ

とができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。以下同じ。) 、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

- (6) 受付期間 令和2年12月16日(水)から令和3年1月15日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分まで
- (7) 認定審査受検票の交付 郵送により交付する。
- (8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。
- (9) 携行品 認定審査受検票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等)

3 審査結果の開示 駐車監視員資格者講習修了審査および駐車監視員資格者認定審査の審査結果については、審査の受検者本人が、次により、口頭による開示請求を行うことができる(電話による請求は、受け付けない。)

- (1) 開示内容 審査の得点
- (2) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受検者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、開示請求の受付期間中の日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、滋賀県警察本部交通部交通指導課において行うこと。
- (3) 開示請求の受付期間 合格発表の日から1か月間

#### 4 注意事項

- (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

#### 5 問合せ先および受講申込書等の請求先

- (1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 5133)
- (2) 県内の各警察署交通課(大津警察署にあっては、交通第一課)

### 警 察 本 部 公 告

#### 令和2年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験合格者公告

令和2年12月8日開催の滋賀県人事委員会において決定された令和2年度第2回滋賀県警察官(A)採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和2年12月11日

滋賀県警察本部長 滝澤依子

[男性A]

3021 3030 3032 3056 3075 3088 3090 (以上7人)

[女性A]

4008 4009 (以上2人)

#### 令和2年度滋賀県警察官(B)採用試験合格者公告

令和2年12月8日開催の滋賀県人事委員会において決定された令和2年度滋賀県警察官(B)採用試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和2年12月11日

滋賀県警察本部長 滝澤依子

[男性B]

5002 5005 5007 5008 5009 5011 5014 5019 5020 5033 5035 5042 5044 5046 5048 5067 5071  
(以上17人)

[女性B]

6001 6003 6007 6010 6014 (以上5人)

## 病院事業庁公告

## 一般競争入札の公告

滋賀県立精神医療センターに係る電気供給業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年12月11日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品名および数量 滋賀県立精神医療センターで使用する電気  
ア 予定契約電力 369キロワット  
イ 総予定使用電力量 4,427,400キロワット時(3年間)
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 調達期間 令和3年4月計量日の0時から令和6年4月計量日の前日24時まで
- (4) 調達場所 滋賀県立精神医療センター(草津市笠山八丁目4番25号)

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力、小分類:電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。  
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者  
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者  
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者  
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者  
オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

- (1) 必要とする書類  
ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)  
イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し
- (2) 提出期間 令和2年12月11日(金)から令和2年12月24日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

- (3) 提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号 電話 077-567-5001

郵送による場合は、書留郵便により(2)の期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和3年1月6日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。
- (5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県立精神医療センター事務局 〒525-0072 草津市笠山八丁目4番25号 電話 077-567-5001
- (2) 契約条項を示す期間 令和2年12月11日(金)から令和3年1月27日(水)まで(滋賀県の休日を定める条例(平

成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の9時から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会 入札説明会は行わない。
- (5) 入札書の受領期間 令和3年1月7日(木)から令和3年1月27日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。
- (6) 開札の日時および場所 令和3年1月28日(木)10時30分 精神医療センター大会議室

#### 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された総計金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加する者が、必要な資格を有すると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(5)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Electricity used in Shiga Psychiatric Medical Center contract 369kW. The estimated electricity 4,427,400kWh
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, January 27, 2021
- (3) For further information, contact : Hospital Secretariat, Shiga Psychiatric Medical Center, 8-4-25 Kasayama, Kusatsu-shi, Shiga 525-0072 Japan TEL 077-567-5001



雑 報

**環境影響評価方法書に係る説明会開催の公告**

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第7条の2第1項の規定に基づき、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について説明会を開催しますので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和2年12月11日

- 1 公告する事業者 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴
- 2 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴 犬上郡豊郷町四十九院1252番地
- 3 対象事業の名称等
  - (1) 名称 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業
  - (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であつて焼却により処理する施設の設置の事業(滋賀県環境影響評価条例別表第6号に掲げる事業)
  - (3) 規模 焼却施設147トン/日
- 4 対象事業実施区域 彦根市清崎町地先(西清崎)
- 5 対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域の範囲 彦根市甘呂町、須越町、三津屋町、日夏町、南川瀬町、川瀬馬場町、蓮台寺町、清崎町、賀田山町、千尋町、太堂町、楡町、海瀬町、金沢町、稲里町、下岡部町、石寺町、下西川町および上岡部町
- 6 説明会を開催する日時および場所
 

日時 令和2年12月20日(日)14時から15時30分までおよび19時から20時30分まで

場所 グリーンピアひこね 多目的ホール(彦根市清崎町1118番地)

※ 事前申込は不要です。なお、14時からの説明会と19時からの説明会は、同じ内容です。
- 7 この公告で示した事項に係る問合せ先 彦根愛知犬上広域行政組合 建設推進室 担当 杉山、宮川、宮寄 電話 0749-35-0015

正 誤

令和2年9月25日付け第143号滋賀県告示第372号中

| ページ | 行  | 誤    | 正     |
|-----|----|------|-------|
| 2   | 16 | ものする | ものとする |

